

香川県報



第 98 号

平成 16 年

12月10日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 一
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 () 〃
- 児童福祉法の規定による事業者の指定 () 〃
- 身体障害者福祉法の規定による事業所の名称の変更の届出 () 〃
- 知的障害者福祉法の規定による事業所の名称の変更の届出 () 〃
- 児童福祉法の規定による事業所の名称の変更の届出 () 〃
- 公有水面埋立工事の竣功認可 (水産課) 三
- 道路の位置指定 (建築課) 五

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民参画課) 六
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 〃
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築課) 〃
- 開発行為に関する工事 (公共施設) の完了 (二件) () 〃

教育委員会規則

● 香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 七

選挙管理委員会規則

● 香川県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 九

監査委員規程

● 香川県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

人事委員会規則

● 香川県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

地方労働委員会規程

● 香川県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

収用委員会規則

● 香川県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

海区漁業調整委員会規程

● 香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

内水面漁場管理委員会規程

● 香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

企業管理規程

● 香川県水道局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

香川県告示第八百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
---------------	-----------------	-----------------------------------	-------	-------------

三七七〇一 〇三三九二	ヘルパーステーション すこやか 高松市木太町三七〇三 番地八	有限会社すこやか 代表取締役 萬藤啓子 高松市木太町三七〇三 番地八	平成十六年 十二月一日	訪問介護
三七七〇二 〇〇六四四	有限会社ケア・サービ ス丸亀福祉用具貸与事 業所 丸亀市中府町二丁目四 一三〇	有限会社ケア・サービ ス丸亀 代表取締役 鈴岡迪彦 丸亀市津森町一〇〇番 地一	〃	福祉用具 貸与
三七七〇七 〇〇一四八	居宅介護支援事業所こ のみ 東かがわ市湊一一〇四 番地二	有限会社山口テクノ 代表取締役 山口守夫 東かがわ市湊一二九九 番地一	〃	居宅介護 支援

●香川県告示第八百七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定によ
り、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一一二二 一四	アイリスケアセン ター空港通り 香川郡香川町大野 二五五六―二	株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区駿 河台二丁目九番地	平成十六年 十二月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第八百八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、
指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇二五一 一七	知的障害者居宅介 護事業所「ほのぼ の」 普通寺市文京町二 丁目一番四号	社会福祉法人普通 寺市社会福祉協議 会 普通寺市文京町二 丁目一番四号	平成十六年 十二月一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第八百九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇二五一 一六	児童居宅介護事業 所「ほのぼの」 普通寺市文京町二 丁目一番四号	社会福祉法人普通 寺市社会福祉協議 会 普通寺市文京町二 丁目一番四号	平成十六年 十二月一日	児童居宅介護

●香川県告示第八百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、
指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があ
った。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	事業者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇二六一 一六	(変更前) さぬき市社会福祉 協議会 さぬき市昭和一〇 五〇一一 (変更後)	社会福祉法人さぬ き市社会福祉協議 会 さぬき市長尾東八 八八一	平成十六年 十一月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第八百一十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定
居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。
平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	事業者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇二六一 一五	(変更前) さぬき市社会福祉 協議会 さぬき市昭和一〇 五〇一一 (変更後)	社会福祉法人さぬ き市社会福祉協議 会 さぬき市長尾東八 八八一	平成十六年 十一月一日	知的障害者居宅 介護

き市社会福祉協議 会福祉の里 さぬき市昭和一〇 五〇一一			
---------------------------------------	--	--	--

●香川県告示第八百一十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居
宅支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。
平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	事業者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇二六一 一四	(変更前) さぬき市社会福祉 協議会 さぬき市昭和一〇 五〇一一 (変更後)	社会福祉法人さぬ き市社会福祉協議 会 さぬき市長尾東八 八八一	平成十六年 十一月一日	児童居宅介護

●香川県告示第八百一十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとお
り公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。
その関係図書は、丸亀市建設経済部建設課において平成十六年十二月十日から十年間閱
覧に供する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十六年十二月二日

二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

丸亀市

丸亀市大手町二丁目三番一号

丸亀市長 新井哲二

三 埋立区域

1 位置

丸亀市本島町笠島字西ノ浦七三一番、字城根三七四番七、三七四番六及び三四五番

四地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から②③の地点までを順次に結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ昭和五十年十二月十五日付け四九水A第三七六号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・十三・二一メートルにより決定)、③の地点と④の地点を結ぶ平成九年の秋分の満潮位(D・L・十三・二三メートル)における公有水面と陸域との境界線、④の地点と⑤の地点を結ぶ昭和五十七年三月十八日付け五七水B第一四二号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・十三・二一メートルにより決定)、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成九年の秋分の満潮位(D・L・十三・二三メートル)における公有水面と陸域との境界線、①の地点と⑥の地点を結ぶ平成十五年五月二十六日付け一五土監第一三七九六号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・十三・二三メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 三等三角点高無坊(北緯三四度二三分三三・五二二秒、東経一三三度四六分四〇・九八九秒。以下「基点」という。)から六四度一七分五一秒、

七六四・四一メートルの地点

②の地点 ①の地点から三〇度四八分一〇秒 七二・六一メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二〇度一九分三〇秒 三・一二メートルの地点

④の地点 ③の地点から一二〇度二二分二三秒 一〇・五〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一二二度〇六分〇九秒 一・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一二〇度四二分〇一秒 五・一一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二九度二二分一七秒 一・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一二〇度四三分三一秒 一九・九一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二二一度四分四三秒 一・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二二一度〇一分〇三秒 五・一一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三二度三七分三六秒 〇・九八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一二〇度四八分〇八秒 三〇・二二メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一二〇度四一分二〇秒 一・〇〇メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一二〇度五四分一五秒 八・四一メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三二度〇六分五三秒 一・〇〇メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一二一度一分〇八秒 七・七九メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一二〇度五八分五八秒 二八・三四メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から二二〇度五〇分一八秒 二五・九〇メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から二七六度二七分二八秒 一・八九メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二七六度四七分一〇秒 一・四一メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から二七六度四八分二六秒 三・八九メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から三三〇度五一分三〇秒 一三・〇二メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から三三四度二四分二四秒 八・九九メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から三三八度二〇分五一秒 三・九三メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から二七五度二一分〇七秒 九九・八六メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から三二五度四七分〇八秒 七・三七メートルの地点

3 面積 五、四四八・四五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 埋立免許年月日及び番号

1 免許年月日

平成十年六月二十九日

2 免許番号

九水A第一八二号

●香川県告示第八百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 長土指道 第十三号

二 指 定 年 月 日 平成十六年十一月二十六日

三 指 定 道 路 の 位 置 木田郡三木町大字氷上字石ヶ坪二一三二一及び二二三五一

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・二六メートル

延長 七七・九四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年一月二十二日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申 請 の あ つ た 年 月 日

平成十六年十一月二十二日

二 申 請 に 係 る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地
特定非営利活動法人地域の教育と文化を考え・行動する会

大林 成行

坂出市川津町三九二二番地一

三 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的

この法人は、自ら「市民講座」を定期的に継続実施していくと共に、坂出市およびその近隣市町村の各地域で、子供や大人あるいは高齢者を対象とした教育活動、高齢者のための介護や福祉活動、伝統や文化の継承・保存活動、等を通じて地域の活性化に努力しているグループや個人の連携を取るとともに、それらの活動を支援し、明るく、生き生きとした地域の創成を通じて地域全体の活性化に貢献しようとするものである。

●香川県公告第五百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年一月三十日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申 請 の あ つ た 年 月 日

平成十六年十一月三十日

二 申 請 に 係 る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地
特定非営利活動法人はびねす・まんのう

内海 光子

仲多度郡琴平町榎井一〇八番地三

三 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的

この法人は、高齢者、要介護者に対する通所介護及び居宅介護支援等の在宅介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進並びに能力の維持発展に寄与し、暮らしやすい町づくりの推進と高齢社会の創造及び子どもの健全育成に貢献する事を目的とする。

●香川県公告第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十一月二十九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月十六日から平成十七年一月十一日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 塚狭地区	琴平町農政課
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 一の股地区	〃
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 川向地区	〃
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 白川股地区	〃
〃	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 錨子地区	〃
〃	農道整備事業(単独県費補助土地改良事業) 横瀬地区	〃

●香川県公告第五百八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市山北町字池田三一一―二、同市田村町字道東一六九五及び一六九六一―

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

観音寺市本大町一五四―三

株式会社三協 代表取締役 吉田孝一

●香川県公告第五百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市谷町二丁目四二六八―一、四二六八―二及び四二六九―二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市田村町四四一―一

株式会社新光住建 代表取締役 松本敏盟

●香川県公告第五百八十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市山北町字池田三一一―二、同市田村町字道東一六九五及び一六九六一―

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員四・〇〇メートル、延長四三・九五メートル)

丸亀市山北町字池田三一一―二の一部、同市田村町字道東一六九五の一部及び一六

九六一―の一部

2 排水施設

排水管(直径二五〇ミリメートル、延長四一・六五メートル)

丸亀市山北町字池田三一一―二の一部、同市田村町字道東一六九五の一部及び一六

九六一―の一部

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長四五・〇〇メートル)

丸亀市山北町字池田三一一―二の一部、同市田村町字道東一六九五の一部、一六九

六一―の一部及び同地先市道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

観音寺市本大町一五四―三

株式会社三協 代表取締役 吉田孝一

●香川県公告第五百八十九号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市谷町二丁目四二六八―一、四二六八―二及び四二六九―二

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員六・一〇メートル、延長六四・五六メートル)

坂出市谷町二丁目四二六八―二の一部

道路(有効幅員四・〇四メートル、四・〇九メートル、延長一七・七四メートル)

坂出市谷町二丁目四二六八―二の一部及び四二六九―二の一部

2 排水施設

排水管(直径三〇〇ミリメートル、延長六二・九五メートル)

坂出市谷町二丁目四二六八―二の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市田村町四四一―一

株式会社新光住建 代表取締役 松本敏盟

教育委員会規則

香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十五号

(趣旨) 香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

第一条 この規則は、教育委員会等に係る手続等について、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年香川県条例第一号。以下「情報通信技術利用条例」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育委員会等 香川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)若しくは教育委員会の事務を補助する職員その他の教育委員会の権限に属する事務に関し教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の事務を処理する情報通信技術利用条例第二条第三号に掲げる者をいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ハ イ及びロに掲げるもののほか、申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であつて、イ又はロに掲げるものと同等の機能を有するものとして、教育委員会等が定めるもの

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 電子情報処理組織(情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を使用して申請等を行う者は、教育委員会等の定めるところにより、教育委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければなら

ない。ただし、当該申請等を行った者を確認するための措置であつて教育委員会等の定めるものを講ずるとき又は県の機関が申請等を行う場合において教育委員会の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 第一項の規定により申請等を行う者は、教育委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び教育委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 教育委員会等は、第一項の規定により申請等を行う者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

一 申請等を行う者に係る前条第二項第三号イに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

二 申請等を行う者に係る前条第二項第三号ロに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

三 申請等を行う者に係る前条第二項第三号ハに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているもの又は登記簿の謄本若しくは抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地若しくは代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

四 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報という。）の利用を教育委員会等に依頼する場合 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本

五 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、商法施行規則（平成十四年法律省令第二十二号）第十条に規定する電磁的方法により、当該申請等を行った日から五年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く場合 当該財務諸表等

六 その他教育委員会が定める場合 教育委員会が定める書面等

（電子情報処理組織による処分通知等）
第四条 教育委員会等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第三項並びに第七条第二項において同じ。）を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、教育委員会等は、処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して受けることを申し出たときは、これを電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 教育委員会等は、前二項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を電子情報処理組織に係る教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行うものとする。

4 前項の場合において、教育委員会等は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録するものとする。ただし、県の機関に対する処分通知等を教育委員会の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

5 教育委員会等は、第三項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から二十四時間以内に記録しないとときその他教育委員会等が必要と認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 教育委員会等は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録さ

れている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に当該事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第六条 教育委員会等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること、若しくは第三条第二項ただし書に規定する措置を講ずること、又は県の機関が申請等を行う場合において教育委員会の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において教育委員会の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

3 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は教育委員会の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、教育委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会規則

香川県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程をここに公布する。

平成十六年十二月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

香川県選挙管理委員会規則第四号

香川県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

香川県選挙管理委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年香川県規則第七十三号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員規程

香川県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十日

香川県監査委員 鎌田 守恭

同 名和 基延

同 石川 稠治

同 広瀬 員義

香川県監査委員規程第二号

香川県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

1 香川県監査委員規程の規定により香川県監査委員に対して行い、又は香川県監査委員

が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第二条から第六条までの規定の例による。

2 香川県監査委員に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の規定の例による。

附 則
この規程は、平成十六年十二月十日から施行する。

人事委員会規則

香川県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第二十一号

香川県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
香川県人事委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方労働委員会規程

香川県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十日

香川県地方労働委員会会長 細川 進

香川県地方労働委員会規程第一号

香川県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

1 香川県地方労働委員会規程の規定により香川県地方労働委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第三条から第六条までの規定の例による。

2 委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十六年十二月十日から施行する。

収用委員会規則

香川県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十日

香川県収用委員会会長 堀 井 茂

香川県収用委員会規則第一号

香川県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
香川県収用委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会規程

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十日

香川海区漁業調整委員会会長 高 橋 昭

香川海区漁業調整委員会規程第一号

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

1 香川海区漁業調整委員会規程の規定により香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第三条から第六条までの規定の例による。

2 委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十六年十二月十日から施行する。

内水面漁場管理委員会規程

香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十日

香川県内水面漁場管理委員会会長 羽 田 剛

香川県内水面漁場管理委員会規程第一号

香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

1 香川県内水面漁場管理委員会規程の規定により香川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川

県条例第一号）第三条から第六条までの規定の例による。

2 委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十六年十二月十日から施行する。

企業管理規程

香川県水道局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程をここに公布する。

平成十六年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第四号

香川県水道局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和四十三年香川県条例第三号）第三条に規定する管理者の権限に属する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成十六年十二月十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています